

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                       |
|-------|----------------------------|
| 7     | 個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和6年9月6日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                              |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 個人住民税及び森林環境税に関する事務   |
| ②事務の概要  | <p>地方税法に基づき、地方税の賦課徴収を行い、課税及び収納に必要な調査をしている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧にも応じている。</p> <p>森林環境税については、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①課税対象者に関する情報管理</li><li>②課税根拠資料に係る個人特定及び管理</li><li>③所得及び控除の管理</li><li>④課税標準額及び税額の算出</li><li>⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理</li><li>⑥扶養関係情報の管理</li><li>⑦個人住民税・森林環境税に係る納税通知書、課税明細書及び納付書(納入書)等の発行</li><li>⑧個人住民税・森林環境税に係る証明書等の発行</li><li>⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理</li><li>⑩督促状の発送</li><li>⑪地方税法に規定する国税徴収法に基づく滞納処分</li><li>⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等への通知書の発行</li></ul> |
| ③システムの名称  | <ul style="list-style-type: none"><li>1. 個人住民税システム</li><li>2. 申告支援システム</li><li>3. 国税連携システム(eLTAX)</li><li>4. 審査システム(eLTAX)</li><li>5. 宛名管理システム</li><li>6. 団体内統合宛名システム</li><li>7. 中間サーバー</li><li>8. 収納管理システム</li><li>9. 滞納管理システム</li><li>10. 個人住民税システム(ガバメントクラウド)</li><li>11. EUCシステム(基本セット内)</li></ul>   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                                    |  |
| 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | <ul style="list-style-type: none"><li>1. 番号法</li><li>・第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項</li></ul>  |

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

|                |  |
|----------------|--|
| <p>①実施の有無</p>  | <p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞<br/>                 1) 実施する<br/>                 2) 実施しない<br/>                 3) 未定</p>   |
| <p>②法令上の根拠</p> | <p>1. 番号法<br/>                 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)<br/>                 : 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)<br/>                 :48の項</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
|--------------------------|--|
| ①部署                      | 総務部 課税課、総務部 収納課  |
| ②所属長の役職名                 | 課税課長、収納課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部課税課 電話番号0835-25-2170<br>〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部収納課 電話番号0835-25-2166 |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                  |  |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 10万人以上30万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年7月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]       | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年7月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                  |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]         | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                  |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない          |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|------------|--|---|--|------|-------------------|
| 平成29年1月30日 | I 関連情報<br>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:27の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:27の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条の2 | 事前   | 法及び命令改正による修正      |
| 平成29年1月30日 | I 関連情報<br>5.評価実施機関における担当部署<br>②所属長           | 課税課長 平井 信也、収納課長 徳重 康成   | 課税課長 島田 文也、収納課長 徳重 康成  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正) |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|------------|---|--|--|------|--------------------------|
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>② 法令上の根拠 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 | 事後   | 定期見直し及び法令の改正に係る修正(軽微な修正) |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>5 評価実施機関における担当部署<br>② 所属長           | 課税課長 島田 文也、収納課長 徳重 康成  | 課税課長 小阪 一人、収納課長 藤井 一郎  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)        |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------|--|--|--|------|--------------|
| 令和1年6月28日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠  | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 | 事後   | 法及び命令改正による修正 |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署<br>②所属長の役職名 | ①部署 生活環境部 課税課、生活環境部 収納課<br>②所属長 課税課長 小阪 一人、収納課長 藤井 一郎  | ①部署 総務部 課税課、総務部 収納課<br>②所属長の役職名 課税課長、収納課長  | 事後   | 様式の変更によるもの   |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|---|--|--|------|-------------------|
| 令和1年6月28日 | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先                     | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209  | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号 0835-25-2194  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正) |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先                   | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部課税課 電話番号0835-25-2170<br>〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部収納課 電話番号0835-25-2166 | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部課税課 電話番号0835-25-2170<br>〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部収納課 電話番号0835-25-2166 | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正) |
| 令和1年6月28日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 平成28年9月15日時点   | 平成31年4月1日時点  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正) |
| 令和1年6月28日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 平成28年9月15日時点   | 平成31年4月1日時点  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正) |
| 令和1年6月28日 | IVリスク対策   | —  | IVリスク対策の追加記載   | 事後   | 様式の変更によるもの        |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|-----------|---|--|---|------|----------------------|
| 令和2年1月28日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠               | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 | 事後   | 法別表第2の改正による変更        |
| 令和2年1月28日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 平成31年4月1日時点  | 令和1年11月22日時点  | 事後   | 5年を経過する前の評価の再実施によるもの |
| 令和2年1月28日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点  | 令和1年11月22日時点  | 事後   | 5年を経過する前の評価の再実施によるもの |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載                                 | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|-----------|---|---|--|------|--------------------------|
| 令和2年1月28日 | IVリスク対策<br>8. 監査<br>実施の有無                                       | 自己点検、内部監査   | 自己点検                                   | 事後   | 5年を経過する前の評価の再<br>実施によるもの |
| 令和3年3月4日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数<br>は何人か<br>いつ時点の計数か       | 令和1年11月22日時点  | 令和3年1月7日時点                             | 事後   | 定期見直しに係る修正               |
| 令和3年3月4日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者<br>数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 令和1年11月22日時点  | 令和3年1月7日時点                             | 事後   | 定期見直しに係る修正               |
| 令和4年7月7日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                                  | 1. 番号法<br>・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16<br>の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表第一の主<br>務省令で定める事務を定める命令(平成26年<br>9月10日内閣府・総務省令第5号)<br>・番号法別表第一の主務省令で定める命令第<br>16条 | 1. 番号法<br>・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16<br>の項 | 事後   | 定期見直しに係る修正               |

| 変更日      | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|----------|---|---|--|------|----------------------|
| 令和4年7月7日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | <p>1. 番号法<br/>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項<br/>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>:27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br/>・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p> | <p>1. 番号法<br/>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項<br/>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>:27の項</p> | 事後   | 法改正による変更及び定期見直しに係る修正 |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|------------|---|---|---|------|----------------------|
| 令和4年7月7日   | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先                     | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号 0835-25-2194 | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194 | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)    |
| 令和4年7月7日   | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 令和3年1月7日時点  | 令和4年5月18日時点   | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)    |
| 令和4年7月7日   | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 令和3年1月7日時点  | 令和4年5月18日時点   | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)    |
| 令和5年10月11日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 令和4年5月18日時点   | 令和5年7月1日時点  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)    |
| 令和5年10月11日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 令和4年5月18日時点   | 令和5年7月1日時点  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)    |
| 令和6年9月6日   | 表紙 評価書名   | 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書                                 | 個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書                          | 事後   | 重要な変更当たらない(法改正による変更) |

| 変更日      | 項目                                       | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|----------|--|---|--|------|-----------------------|
| 令和6年9月6日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言                 | 防府市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 防府市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後   | 重要な変更にあたらない(法改正による変更) |
| 令和6年9月6日 | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>①事務の名称 | 個人住民税に関する事務   | 個人住民税及び森林環境税に関する事務   | 事後   | 重要な変更にあたらない(法改正による変更) |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 令和6年9月6日  | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容   | <p>地方税法に基づき、地方税の賦課徴収を行い、課税及び収納に必要な調査をしている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧にも応じている。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>①課税対象者に関する情報管理<br/>②課税根拠資料に係る個人特定及び管理<br/>③所得及び控除の管理<br/>④課税標準額及び税額の算出<br/>⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理<br/>⑥扶養関係情報の管理<br/>⑦個人住民税に係る納税通知書、課税明細書及び納付書(納入書)等の発行<br/>⑧証明書等の発行<br/>⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理<br/>⑩督促状の発送<br/>⑪地方税法に規定する国税徴収法に基づく滞納処分<br/>⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等への通知書の発行</p> | <p>地方税法に基づき、地方税の賦課徴収を行い、課税及び収納に必要な調査をしている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧にも応じている。</p> <p>森林環境税については、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>①課税対象者に関する情報管理<br/>②課税根拠資料に係る個人特定及び管理<br/>③所得及び控除の管理<br/>④課税標準額及び税額の算出<br/>⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理<br/>⑥扶養関係情報の管理<br/>⑦個人住民税・森林環境税に係る納税通知書、課税明細書及び納付書(納入書)等の発行<br/>⑧個人住民税・森林環境税に係る証明書等の発行<br/>⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理<br/>⑩督促状の発送<br/>⑪地方税法に規定する国税徴収法に基づく滞納処分<br/>⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等への通知書の発行</p> | 事後   | 重要な変更当たらない(法改正による変更)                    |
| 令和6年9月30日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | <p>1. 個人住民税システム<br/>2. 申告支援システム<br/>3. 国税連携システム(eLTAX)<br/>4. 審査システム(eLTAX)<br/>5. 宛名管理システム<br/>6. 団体内統合宛名システム<br/>7. 中間サーバー<br/>8. 収納管理システム<br/>9. 滞納管理システム</p>  | <p>1. 個人住民税システム<br/>2. 申告支援システム<br/>3. 国税連携システム(eLTAX)<br/>4. 審査システム(eLTAX)<br/>5. 宛名管理システム<br/>6. 団体内統合宛名システム<br/>7. 中間サーバー<br/>8. 収納管理システム<br/>9. 滞納管理システム<br/>10. 個人住民税システム(ガバメントクラウド)<br/>11. EUCシステム(基本セット内)</p>   | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |

| 変更日      | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                  |
|----------|---|---|--|------|----------------------------|
| 令和6年9月6日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                            | 1. 番号法<br>・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16<br>の項  | 1. 番号法<br>・第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項   | 事後   | 重要な変更にあたらない(法<br>改正による変更)  |
| 令和6年9月6日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシ<br>ステムによる情報連携<br>②法令上の根拠         | 1. 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2<br>3、26、27、28、29、30、31、34、35、37、<br>38、39、40、42、48、53、54、57、58、5<br>9、61、62、63、64、65、66、67、70、71、<br>74、80、84、85の2、87、91、92、94、9<br>7、101、102、103、106、107、108、11<br>3、114、115、116、117、120、121の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 27の項 | 1. 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の<br>表<br>(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に<br>おける情報提供の根拠)<br>: 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、<br>37、39、42、48、49、53、57、58、59、6<br>3、65、66、69、73、75、76、81、83、84、<br>86、87、88、89、90、91、92、96、98、10<br>6、108、115、124、125、129、130、13<br>2、137、138、140、141、142、144、14<br>7、151、152、155、156、158、160、16<br>1、163、164、165、166、167、168、16<br>9、170、171、172、173の項<br>(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に<br>おける情報照会の根拠)<br>: 48の項 | 事後   | 重要な変更にあたらない(法<br>改正による変更)  |
| 令和6年9月6日 | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂<br>正・利用停止請求<br>請求先               | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合<br>政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194   | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活<br>環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194   | 事後   | 重要な変更にあたらない(組<br>織改革による変更) |
| 令和6年9月6日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数<br>は何人か<br>いつ時点の計数か | 令和5年7月1日時点  | 令和6年7月1日時点   | 事後   | 重要な変更にあたらない(軽<br>微な修正)     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載     | 変更後の記載     | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|---|------------|------------|------|---|
| 令和6年9月6日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か                 | 令和5年7月1日時点 | 令和6年7月1日時点 | 事後   | 重要な変更にあたらない(軽微な修正)                      |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)<br>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 特に力を入れている  | 十分である      | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か              | 特に力を入れている  | 十分である      | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か      | 特に力を入れている  | 十分である      | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載    | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|---|-----------|--------|------|---|
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                        | 特に力を入れている | 十分である  | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である  | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | 特に力を入れている | 十分である  | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | 特に力を入れている | 十分である  | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載       | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|---|--------------|----------|------|---|
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている    | 十分である    | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |
| 令和6年9月30日 | IVリスク対策<br>9. 従業員に対する教育・啓発<br>従業員に対する教育・啓発                | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事前   | 基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの(重要な変更) |